答 申 第 1 9 3 号 平成17年3月14日

千葉県公安委員会 委員長 志村 征一 様

> 千葉県情報公開審査会 委員長 大田 洋介

審査請求に対する裁決について(答申)

平成16年1月21日付け公委(船東警)発第1号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成15年12月25日付けで提起された、平成15年10月30日付け船 東警発第315号で行った行政文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決に ついて 答 申

1 審査会の結論

千葉県警察本部長(以下「実施機関という。」)の決定は妥当である。

- 2 審査請求人の主張要旨
- (1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った「平成〇〇年〇月〇日午前〇時頃、 〇〇市〇〇〇付近の国道〇〇号にて実施されたオービスによる速度違反の 取締結果がわかる文書(速度違反車両の速度及びナンバープレートが写真 に撮影できたかの有無についての写真番号順の一覧)」の行政文書開示請求 (以下「本件請求」という。)に対する行政文書不開示決定の取消しを求め るというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求の理由は、次のとおりである。

- ア 文書が存在することは明らかであり、取締場所についても明らかになっている。
- イ 実施機関は、今後の交通取締場所を予測し、交通取締を逃れ、違反行為を誘発し、容易にする等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、適正かつ公正な交通取締の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張するが、交通取締個所については、WEB/NEWS等でも開示している。
- 3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明はおおむね次のとおりである。

- (1) 千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。)第8条第4号該当性について
 - ア 取締場所については、取締りに従事する警察官の安全性の確保等を勘案し、公正かつ効果的に取締りが実施できる時間帯、場所を選定して計画的に行っている。しかし、一警察署管内で取締りを行う場合、その場所の選定は無制限にできるものではなく、今後も同所における取締りを継続的に実施していく必要があり、取締場所の選定は極めて限定的にならざるを得ない。
 - イ 本件請求に係る行政文書の存否を回答することによって、過去に実施

された取締りの時間、場所及びオービスの設置場所が明らかになる。

過去に行われた取締りが本件請求と同様に何回も開示請求され、これが公にされた場合、これらの情報を分析すれば、将来行うであろう取締りの時間、場所等が容易に推測されてしまう。

- ウ したがって、過去に行われた取締りであっても、特定の時間、特定の場所に関する情報が明らかにされることにより、悪質な運転者等に悪用され、その結果、取締場所でのみ交通法規を守り、それ以外での場所では交通法規を無視するという弊害が生じる蓋然性が高く、交通モラルの低下や法秩序が形骸化するとともに、悪質・危険な運転者を道路交通の場から排除することも困難となる。
- エ 以上のとおり、本件請求に係る行政文書の存否を明らかにすることは、 交通事故の発生を未然に防止するという犯罪の予防、捜査活動としての 交通指導取締りへの支障が生じることとなり、条例第8条第4号に該当 することとなる。

(2) 条例第8条第6号該当性について

ア 個々の取締りの時間、場所を明らかにすることは、将来行うであろう 取締りの時間、場所が容易に推測されることとなる。将来行われる取締 り場所が明らかになれば、法を軽視する常習違反者や暴走族等の悪質運 転者が具体的な取締りの時間、場所等の情報を事前に知り得たことによ り、これらの者が取締りを免れるため、逃走、証拠隠滅等の対抗措置を 講じることが考えられる。

具体的には、取締場所でのみ速度を減速し、通過後、速度違反を繰り返す、あるいは取締場所を避けて通行することなどで、そこを通過さえすればもう取締りはないと考え、それ以外の時間帯、場所での違反行為を助長するおそれがある。このような行為は、結果的に本来取締りを受けるべく違反者がそのまま放置され、引き続き事故を誘発する違反が繰り返されるなど、一般の善良な市民に危険を及ぼす事態が続くことになり、道路における交通の安全と円滑を確保することが困難となることとなる。

イ したがって、本件請求に係る行政文書が仮に存在するとした場合、これらの開示は、条例第8条第6号イにいう「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある」理由に該当する。

(3) 条例第11条該当性について

本件請求は、審査請求人が日時、場所を指定していることから、文書の 存否を答えることは、特定の時間、特定の場所で交通取締りが行われてい るか否かを答えることと同様の結果となり、条例第8条第4号及び同条第6号に該当する不開示情報を明らかにすることとなる。

(4) 審査請求人の主張について

- ア 審査請求人は、文書が存在することは明らかであり、取締場所についても既に明らかになっていると主張する。情報公開の趣旨からすれば、文書を公開することは、審査請求人に対し公開するということではなく、すべての人を対象にして公開するということである。本件請求は具体的な日時、場所を指定しての開示請求であるため、その文書の存否を明らかにすることは、すべての人に対して当該日時、場所で取締りが実施されたか否かを明らかにすることと同じである。したがって、存否自体を明らかにすることは、上記のとおり、犯罪の予防等に支障を生じるとともに、当該事務の遂行に支障を及ぼすこととなる。
- イ また、審査請求人は、交通取締個所についてはWEB/NEWS等でも開示しており、不開示の理由にならないと主張しているが、公開取締予定の公表は、広報の一環として実施しており、その目的は、一般ドライバーに注意を喚起し、安全運転を促すためのものであることから、取締日、違反種別及び市町村名のみを公表しており、取締りに支障が生じる取締時間や取締場所の詳細を公表しているものではない。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の説明をもとに審査した結果、以下のように判断する。

- (1) 本件請求の対象となる行政文書について 本件請求の対象となる行政文書は、特定の日時、特定の場所における速 度違反自動取締装置による取締結果がわかる文書である。
- (2) 速度違反取締りについて
 - ア 速度違反取締りは、取締現場及びその周辺の交通事故の防止を図るとともに、違反運転者に対し反則金や罰金などの刑事上の刑罰を科すことや違反点数による行政上の措置を行うこと、違反者や処分者に対する講習などによる運転教育を通じて、交通法令の遵守や反復違反の抑制を図ること、さらには、反復して敢行する悪質・危険運転者の道路交通の場からの一時的な排除等の目的を達成するため行われるものである。
 - イ 速度違反を取締る方法としては、特定の場所に警察官がレーダー等の 速度測定機器を設置して行う「定置式測定」による取締り、白バイ・パ トカーが違反車両を追尾して速度を測定する「追尾式測定」による取締 り、国道等の主要幹線道路に設置して行う無人速度違反自動取締装置に

よる取締り、取締機器を車両に搭載して行う車載式速度監視記録装置に よる取締り等があり、本件請求は、このうちの車載式速度監視記録装置 による取締結果に係る行政文書が対象となっている。

(3) 条例第11条該当性について

- ア 条例第11条は、開示請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけで、不開示情報として保護すべき利益が害されることになる場合には、 開示請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否できることを定めたものである。
- イ 実施機関は、本件請求に係る行政文書の存否を答えることが、条例第 8条第4号及び同条第6号に該当する不開示情報を開示することとなる ので条例第11条に該当すると説明しているので、以下検討する。
- ウ 本件に係る速度違反取締りの方法は前記(2)イに示すとおり車載式速度監視記録装置によるものであるが、当該方法は運転者に、いつ、どこで取締りが行われるのかが予測できないという心理的効果をもたらすところに意味があるものと考えられる。

ところが、この取締装置を搭載した車両の設置場所を選択するにあたっては、当該装置の性能や通行者、通行車両、警察官等の安全性の確保や、設置場所の提供について土地所有者の理解を得なければならない場合があることなどから、相当な制約があるとする実施機関の説明には合理性があるものと認められる。

- エ 本件請求は、特定地点における特定の時間の取締結果がわかる文書が 請求されたものであり、実施機関が本件請求に係る行政文書の存否を明 らかにしてしまうこととなると、当該情報を知った運転者が、今後、当 該場所においては取締りに対する回避行動をとるようになることが予測 される。そうすると、車載式速度監視記録装置による取締りに関する前 記ウの状況を考慮すると、当該方法による速度違反取締りの効果そのも のが減殺されるおそれがある。
- オ したがって、実施機関の主張するような、条例第8条第4号に定める 交通犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ、 及び同条第6号に定める取締りに係る事務に関し、正確な事実の把握を 困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはそ の発見を困難にするおそれがあると認められ、特定の時間、特定の場所 で交通取締りが行われているか否かを答えることが、条例第8条第4号 及び同条第6号に該当する不開示情報を明らかにすることとなるとする 実施機関の説明には合理性が認められる。

(4) 結論

以上のとおり、本件請求につき、条例第11条の規定により開示請求を 拒否した実施機関の決定は妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月	日	処 理 内 容
16.	1. 21	諮問書の受理
16.	3. 4	実施機関の理由説明書の受理
17.	1. 25	実施機関の口頭理由説明
17.	2. 24	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会委員

	氏 名		Z 1	職業等	備		考			
大	田	洋	介	城西国際大学非常勤講師	部	会	長			
大	友	道	明	弁護士						
瀧	上	信	光	千葉商科大学教授	部会長職務 代理者					
横	Щ	清	美	環境パートナーシップちばアドバイザー						

(五十音順:平成17年2月24日現在)